○北海道警察職員の自己啓発等休業に関する取扱いについて

令和３年３月25日

道本務第5168号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

自己啓発等休業の取扱いについては、これまで「北海道警察職員の自己啓発等休業に関する取扱いについて」（平20．４．１道本務第959号）により実施してきたところであるが、この度、様式等について所要の見直しを行い、令和３年４月１日以後、次によることとしたので、所属職員に周知し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第１　自己啓発等休業に関する制度の趣旨及び内容

１　制度の趣旨

自己啓発等休業に関する制度は、視野が広く、先例にとらわれない柔軟な発想をもち様々な課題に迅速かつ適切に対応できる公務員像が求められる中で、職員が自主的に公務に関わる能力開発を行い、公務能率の増進及び住民サービスの向上に役立てることを目的として、導入されたものである。

２　制度の内容

⑴　自己啓発等休業の承認

在職期間が２年以上である職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績等の事情を考慮した上で、当該申請に係る大学等課程の履修（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の５第１項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）について自己啓発等休業を承認するものとする。

⑵　自己啓発等休業の効果

自己啓発等休業をしている職員は、職を保有するが職務には従事せず、自己啓発等休業をしている期間については、給与は支給されない。

⑶　自己啓発等休業の失効等

自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

また、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと等の事由に該当すると認められるときは、当該自己啓発等休業の承認は取り消される。

⑷　退職手当の勤続期間

自己啓発等休業をした職員が退職した場合の退職手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、自己啓発等休業をした期間の全期間を除算する。ただし、自己啓発等休業の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その期間の２分の１に相当する期間を除算する。

第２　自己啓発等休業に関する制度の運用

１　自己啓発等休業の承認及び期間の延長の申請は、自己啓発等休業承認（期間延長）申請書により、承認の申請にあっては自己啓発等休業を始めようとする日の１月前までに、期間の延長にあっては申請期間が満了する１月前までに行うものとする。ただし、申請を予定する職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動に係る採用試験等に応募する前に、自己啓発等の内容及び休業期間等について所属長に相談するものとする。

２　自己啓発等休業の対象となる期間は、大学等課程の履修の場合にあっては大学等の課程において履修しようとする期間、国際貢献活動の場合にあっては独立行政法人国際協力機構又は国連ボランティア計画が参加義務を課している訓練に参加した日から、奉仕活動地域から帰国する日までの期間とする。ただし、自己啓発等休業をするために必要な最低限の準備期間として、大学等課程の履修又は職務復帰のために転居する期間等を自己啓発等休業の期間に加えても差し支えないこととする。この場合においても、北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年道条例第２号。７の事項において「条例」という。）第３条に規定する休業の期間の範囲内とする。

３　大学等課程の履修のうち、夜間において教育を行う課程及び通信による教育を行う課程については、勤務時間外及び勤務時間の割振り変更で対応が可能であることから、原則として対象外とする。ただし、勤務時間外及び勤務時間の割振り変更で対応できない場合並びに通信による教育を行う課程におけるいわゆるスクーリングを行う場合にあっては、この制度の利用を可能とする。

４　自己啓発等休業をしようとする職員が、自己啓発等休業開始日前２年間において、病気休暇、病気休職又は刑事休職を理由として１年以上職務に従事しない期間がある場合には承認しない。

５　大学等課程の履修のための自己啓発等休業は、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、その結果を職務復帰後に何らかの形で公務に還元することにより公務の能率的な運営に資することを期待するものであることから、退職準備又は転職準備を目的とし、自己啓発等休業期間中又は職務復帰後間もなく離職するような場合には承認しない。したがって、職務復帰後おおむね５年を経過せずに定年退職となる職員については、大学等課程の履修の内容が職務に特に有用であると判断した場合等の特例を除き承認しないこととするとともに、それ以外の職員についても承認の可否を決定する際に継続勤務の意思を確認するための確認書（別記様式）の提出を求める

こととする。

6　以前に大学等課程の履修のため自己啓発等休業を取得した職員が、同じ事由により自己啓発等休業をしようとする場合は、次に掲げる場合を除き、前回の大学等課程の履修のための休業からの復帰後の勤務期間がおおむね５年に満たない場合には承認しない。

⑴　大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合

⑵　前回の自己啓発等休業において、疾病等のやむを得ない理由により地方公務員法第26条の５第５項の規定に基づき承認を取り消された職員が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合

7　条例第９条第２項に規定する「意思疎通」の手段として規定する同条第１項の報告には、自己啓発等休業の承認の取消事由が生じた場合における事実の確認のために求める場合のほか、自己啓発等休業をしている職員の活動及び生活の状況を把握するために定期的に求める場合を含むものとする。

8　所属長は、自己啓発等休業をしている職員の円滑な職場復帰のため、当該職員が所属する職場における業務の状況その他必要と認める事項について、当該職員と十分な意思疎通を図ること。

※　別記様式省略